

福井県次世代自動車事業化研究会について

1 概要

県では、活力ある高齢化社会・低炭素社会の構築に向け、これらの社会に不可欠な新たな価値を提案し需要を創造するニューパラダイム製品の開発とその事業化による新事業・新産業の創出をめざしている。

本研究会では、これまで県内で培ってきた優位技術を活用した次世代自動車に関する以下の取組を行う。

- 今後の需要が見込まれる小型 EV の普及を見据えた専用部材の開発および実証化
- 福井独自の炭素繊維強化複合材料の技術を活用した超軽量化自動車構造材の開発および実証化

2 組織

- 研究会は、次世代自動車部品等の開発に意欲をもつ企業、大学・支援機関等で構成する。
- 開発は、企業が主体で実施し、大学・支援機関等がアドバイザーとして参画する。
- 会費は無料。事業を遂行するにあたって費用負担が生じる場合は、応分の負担を求める。

3 具体的取組内容と実施方法

(1) 市販の EV 搭載部品の技術調査

現時点で市販されている EV 搭載部品を先行事例として、市販 EV を解体して部品を取り出し、小型化への対応、コストダウンの可能性等の技術調査を行う。

- 技術調査する市販 EV は、三菱自動車 i-MiEV の予定
- EV の解体は、福井工業大学で行う。

(2) 講演会、セミナー等の実施

今後の需要が見込まれる小型 EV に求められる仕様、専用部材の性能等について、県外自動車関連メーカー等を交えた講演会やセミナー等を実施する。

また、会員が行う EV 関連の勉強会やプロジェクト等との連携も図る。

連携例)

- 福井工業大学 公開講座（福井工大 EV プロジェクトの一環）
平成 23 年 11 月 5 日（土） 福井工業大学
テーマ名：「福井に電気自動車の時代がやってくる」
内容：講演会（日本 EV クラブ、自動車メーカー、県、福井工業大学）、
展示・試乗会（福井工業大学試作、EV ベンチャー等、市販 EV）
- 日本機械学会北陸信越支部 特別講演会
平成 23 年 11 月 25 日（金） 福井大学
テーマ名：「次世代の自動車・航空機に必要な生産技術」
内容：講演会（名古屋工業大学 産業戦略工学専攻 教授 中村 隆）

（3）技術調査・検討会の実施

福井県が開発すべき EV のコンセプト、必要となる EV 専用部材の開発の方向性と開発目標等について、技術調査や検討会を実施する。

（4）新たな研究開発に向けての対応

県内で新たに創出された EV 関連に活用可能な技術シーズの応用展開等についての勉強会を実施するとともに、国等の競争的資金を活用した研究開発に向けた取組を推進する。

- ① 各 EV 専用部材にかかる新たな産学官共同研究に向けた技術シーズの創出
- ② 新たな技術シーズをコアとした産学官共同研究への参加、誘導の促進
- ③ 国の競争的資金の獲得に向けた検討の実施

4 今後のスケジュール

平成 23 年度

- 10 月 設立会、第 1 回研究会の開催
- 11 月 福井工業大学 公開講座「福井に電気自動車の時代がやってくる」
福井大学 機械学会北信越支部特別講演会「次世代の自動車・飛行機
に必要な生産技術」
- 12 月 第 2 回研究会（今後の需要が見込まれる小型 EV について）
- 3 月 第 3 回研究会（市販の EV 搭載部品の技術調査準備等）

平成 24 年度

- 4 月 市販の EV 搭載部品の技術調査（市販 EV 解体調査）

福井県次世代自動車事業化研究会 規約

(名称)

第1条 本会は「福井県次世代自動車事業化研究会」と称する。

(目的)

第2条 本会は、福井県内外の企業、大学および行政が一体となり、電気自動車をはじめとする先進的な自動車（以下、次世代自動車）に関する製造技術や製品開発に関する研究開発を図り、もって本県自動車関連産業の発展をめざすことを目的とする。

(構成)

第3条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同する向上意欲のある企業、大学、試験研究機関、行政機関で構成する。

(役員)

第4条 本会に会長を置く。

2 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

(入会および退会)

第5条 新たに本会の会員となろうとする者は、書面をもって入会を申し込むものとする。

2 本会を退会しようとする会員は、書面をもってその旨を届け出なければならない。

3 入退会は、会長の承認を経て決定する。

(事業)

第6条 本会は第2条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 次世代自動車部品に関する現状や将来動向についての調査、研究
- (2) 会員企業の発展および次世代自動車市場参入の促進のための次世代自動車関連部材等に関する調査、情報収集、発信
- (3) 会員の発展および地域貢献のための、会員相互や学や官を交えた情報交換
- (4) その他目的達成のため必要な事項

(研究会の開催)

第7条 本会では第6条の事項を協議するため、必要に応じ研究会を開催する。

2 研究会では、必要に応じて会員以外の者の出席を求め、意見を求めることができる。

(経費)

第8条 会費は無料とする。ただし、事業を遂行するにあたって費用負担が生じる場合

は、応分の負担を求めることとし、会員負担金、寄付金およびその他の収入をもって充てる。

(事務局)

第9条 本会の事務局は、福井県産業労働部地域産業・技術振興課産学官連携推進室内に置く。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成23年10月28日から施行する。